志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託 特記仕様書

1. 業務名

志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に適用する。

3. 業務の概要・目的

国においては、エネルギー構造の高度化等への取り組みや、地域での理解促進に向け、 中長期的なエネルギー政策を実施しているところである。

志賀町(以下「町」という。)では、平成30(2018)年3月に「志賀町エネルギービジョン(以下「ビジョン」という。)」を策定した。ビジョンでは、町におけるエネルギー源の多様化や、中長期的な振興を目指すべく、再生可能エネルギーを活用した方向性と行動計画を示したところである。再生可能エネルギー導入をとおして、「雇用創出・地域産業の振興」、「災害に強いまちづくり」、「地域交流の促進、地域の子どもたちへの環境学習の充実や大学との連携強化」という基本方針をもとに、4つの地域戦略案を作成した。そこで、平成30(2018)年度、地域戦略案の導入可能性について、ビジョン策定と同様に、地域関係者の協力を幅広く得ながら、地域特性を踏まえ、調査・検討する方針である。本業務では、主に下記2つの戦略案について導入可能性調査等を行うことを目的とする。

<地域戦略案の概要>

「メタン発酵を利用した循環型社会の構築に向けたまちづくり」

メタン発酵により、廃棄物からエネルギーを回収するとともに、発酵残渣を肥料として 活用する。肥料は地域の農地等へと還元される仕組みを構築し、廃棄物の地域循環だけで なく、雇用の創出等でも地域に効果をもたらす循環型社会を目指す。

「公共施設(設備)への再生可能エネルギー導入とそれに伴う理解促進」

公共施設(設備)に対して、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、その効果の見える化や理解促進を図ることを目指す。再生可能エネルギーをとおした環境教育や地域交流等を実施することでも、町民の理解促進を図る。

4. 業務履行期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

5. 業務内容

本業務の内容は、それぞれの地域戦略案で、以下のとおりとする。なお、本仕様書に記載がない事項については、発注者と別途協議をして、決定する。

(1) メタン発酵を利用した循環型社会の構築に向けたまちづくり

今年度は、町においてメタン発酵事業の導入可能性を、廃棄物の分析や、導入による地域振興を図る方法等をもとに調査する。調査項目は以下のとおりである。

ア 廃棄物の性状把握のための調査・分析

メタン発酵に有用な廃棄物として、畜産糞尿等が町には存在する。これら廃棄物の処理状況や本事業への利用可能性をヒアリング調査等にて把握する。混合のバイオマス資源でのメタン発酵の導入可能性と肥料としての利用可能性を技術的に検討する。

イ 先進事例の調査

国内におけるメタン発酵事業に関する先進事例の情報収集を行い、本事業の 参考とする。学識経験者、関係業界代表者及び町職員等が先進事例地への現地 視察を実施する。

ウ 地域廃棄物の調達方法・供給の合意形成

本事業に利用する廃棄物の安定供給に向けた調達方法や供給についての調整 を行う。関係事業者(畜産農家等)へのヒアリング調査を実施する。

エ エネルギー活用方法の検討

メタン発酵にて得られるバイオガスのエネルギーとしての活用方法を整理し、 本事業にて適したエネルギー(電力や熱)の活用方法とその供給先(自家消費 等の用途も含む)について検討する。

オ 肥料の活用方法の調査・検討

メタン発酵事業にて、得られる肥料 (特に液肥) の活用・提供方法について調査・検討する。その際、得られる肥料の量と需要量を考慮し、排水処理や貯留タンク等の必要性について検討する。

カ 採算性の調査・検討

事業に関わるコスト(設備費、メンテナンス費等)を概算する。加えて、町に 新たな雇用を創出する等の地域への波及効果も整理し、採算性・事業性を総合 的に評価する。また本事業のスキームについても検討する。

キ 地域振興への取り組み検討

本事業は雇用の創出等、町に多面的な効果をもたらすことが期待される。その 他の地域振興を図ることのできる取り組みとその可能性、今後の方針 (ロード マップ等) について検討する。

ク ア〜キの導入可能性調査項目以外で、これまでの経験・実績を踏まえ、特に実施したい調査・研究事項があれば提案すること。

ケ 検討会の開催

ア~クの導入可能性調査の内容について検討するため、調査業務の進捗に合わせ、学識経験者、関係団体の代表者及び町職員が会し、導入可能性調査の説明、意見交換を行う。開催は、3回程度を想定している。

(2)公共施設(設備)への再生可能エネルギー導入とそれに伴う理解促進

今年度は、町の公共施設(設備)における再生可能エネルギー等の導入に向け、対象とする公共施設(設備)と再生可能エネルギーの種類を選定するとともに、町民への理解促進を含め多様な地域振興を図る方法等について調査する。調査項目は以下のとおりである。

ア 導入する公共施設(設備)の選定

エネルギー需要や町民の意向等の条件を整理した上で、再生可能エネルギー の導入を進める公共施設(設備)の候補を複数選定する。選定にあたっては、 町の関係者との検討会等にてその方針を決定する。なお、選定した施設におい て構造上設置することが可能であるか妥当性の確認を行うこと。

イ 最適な再生可能エネルギー等の設定

候補となる公共施設(設備)に対して、エネルギー需要や導入意向等の観点から、適した再生可能エネルギー等を設定する。その際は、現地調査やヒアリング調査等をとおして決定する。なお、発電した電力に関しては、原則として自家消費を行うこととし、必要に応じて余剰電力への対策等も検討する。

- ウ 再生可能エネルギー等導入による事業効果等の検討 これまでの検討内容をもとに、公共施設(設備)へ再生可能エネルギーを導入 した場合のコストを概算し、事業の採算性を調査する。また、導入による効果 (CO2 排出量の削減、燃料費の削減等)も試算する。
- エ 再生可能エネルギーをとおした環境教育・地域交流等の地域振興への取り組 みについての検討

再生可能エネルギーをとおした環境教育や地域交流の機会等、地域での理解 促進を図る方法を地域関係者と検討する。町民への理解促進を図るため、効果 の見える化、環境教育、地域交流等についての方策を他の事例等も参考にしな がら、具体的に提示する。

オ ア〜エの導入可能性調査項目以外で、これまでの経験・実績を踏まえ、特に実施したい調査・研究事項があれば提案すること。

6. 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本 仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂 行しなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、町と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、本町と綿密に連絡を取り、業務を遂行しなければならない。
- (3)本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

7. 業務の再委託

受託者は、本業務の履行に当たり、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得たときは、この限りで はない。

8. 契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う業務委託契約の変更は、原則行わない。ただし、受託者の責任に帰さない事象が発生した場合等は、この限りではない。

9. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1)業務報告書 2部
- (2) その他関連する資料及び各種会議等の運営記録
- (3) 電子データ 一式
- (4) その他必要に応じて指示するもの

10. 成果品の権利

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、町に帰属するものとする。
- (2)履行期間終了後、町の承諾を得ずに本業務により得られた成果品をはじめとする各種資料について、受託者は、保持しないこととする。

11. 検査

- (1)受託者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ町の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品の検査において訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の引渡し後において、受託者の責めに帰すべき誤りが発見された場合は、受

託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

12. 図書の貸与

- (1)受託者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を町の承諾を受け、借り受けるものとする。
- (2)受託者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3)受託者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

13. 疑義

受託者は、本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し、指示を受けるものとする。